

# 資本概念の歴史的変遷

## —明治から昭和中期にかけて—

Historical transition for Capital Concept;—From the Meiji period  
to the middle of the Showa period in Japan.—

山路 暁彦

Akihiko Yamaji

### 要旨

本稿では、資本に関する議論について検討し、当期純利益の表記や非支配株主持分の区分などの問題の解決に資するため、資本という言葉の本質を探った。明治・大正期の議論は、資本という言葉がどのように定義されるのかというものであった。昭和前期は、我が国がインフレーション下にあったことで、維持すべき資本をどう判断するのが議論されていた。1950年の商法改正は資金調達を容易にするためのものであり、これにより、会計上の資本についての議論は、プレミアムが資本か利益か、というものとなった。これまでの経緯から、時代によって資本の概念が変遷していること、資本について、実社会と理論との間で扱われ方が異なること、政治とのかかわり方によって資本が異なることを明らかにした。

[キーワード]会計、資本概念、商法

### 1. はじめに

連結会計基準は、我が国では連結基礎概念 (concept of consolidated financial statements) として親会社概念 (party company concept) を基準として採用されてきた。両概念の根拠は1975年(昭和50年)6月24日に企業会計審議会によって公開された「連結財務諸表の制度化に関する意見書」において、連結財務諸表の制度化の目的として「連結財務諸表は、支配従属関係にある二以上の会社からなる企業集団を単一の組織体とみなして、親会社が当該企業集団の財政状態及び経営成績を総合的に報告するために作成するものである」と述べたことにある。また、連結財務諸表原則二・3において、企業会計原則に従って作成される個別財務諸表を基礎としていることも明記されている。従って、連結財務諸表は個別財務諸表のみでは作成することができない。

1977年(昭和52年)4月に連結財務諸表原則が証券取引法の一部として活用されること

となった。その後、1997年(平成9年)には「連結財務諸表制度の見直しに関する意見書」が公開された。

これは従来の個別財務諸表を中心とした考え方から連結財務諸表を重視する考え方への転換であり、連結財務諸表を作成する立場を親会社からとしたためであった。

連結基準を持株基準から支配力基準に変更して連結範囲に子会社及び関連会社を含めるよう拡大した。また、親会社の投資と子会社の資本を相殺するにあたっては、子会社の資産及び負債を時価評価するといった資本連結手続きの見直しも行われた。さらには、連結キャッシュ・フロー計算書の作成も義務付けられることとなった。

2008年(平成20年)12月には企業会計基準委員会(Accounting Standards Board of Japan ;ASBJ)から連結財務諸表原則が改訂され、「連結財務諸表に関する会計基準」と改正された。この改正は、子会社株式の段階取得時の会計処理方法の見直しや、負債の部に計上されていた少数株主持分の連結財務諸表上の表記を負債の部と資本の部の間に独立して記載するといった見直しがなされた。

さらに、2013年(平成25年)9月の「連結財務諸表に関する会計基準」についての改訂では、国際的な会計基準との整合性を考慮し、比較可能性を向上させるために経済的単一体概念(economic unit concept)を取り入れることとなった。この改訂では、少数株主持分の名称を非支配株主持分と表記することとし、連結当期純利益の中に少数株主損益(非支配株主損益)を含めるものとした。こうした会計制度の変遷により、連結会計基準は親会社概念の理論に基づいた会計処理と経済的単一体概念の理論に基づいた会計処理が混在することになってしまった。

本稿で取り上げる主要な論点は、資本取引については、連結貸借対照表上の株主資本と利益計算のベースとなる仕組みであるが、上述したように理論が一貫していないことにより、当期純利益の表記や非支配株主持分の区分などに問題が生じている点である。

本稿で資本という言葉の変遷を明確にしていくことは資本取引の諸問題の解決に資すると考える。

そこで、本稿では、主として、資本概念が会計制度の中で確立されていった過程を明らかにし、資本概念の変遷について検討を加える。具体的には明治・大正期から、昭和中頃の1950年代までの期間における資本の諸問題等を取り上げる。

## 2. 明治・大正期

駒井によれば、アダム・スミスが「資本」という言葉について、生産用具(即ち具体的な財の蓄積)と収入の源泉たる富(即ち抽象的な価値)とを併称して以来、経済学においては「資本」という単語に全く異なる意味を併せ持つように認識されることとなった<sup>1</sup> [駒井(1924)、488頁]。

従って、従来の経済学における「資本」の概念には、生産の観念から見た資本(即ち具体的概念としての資本)と、営利の観念から見た資本(即ち抽象的概念としての資本)との

よって、資本を論じるにあたってポイントとなるのは、何を以て「資本」となすべきか、という点である。この点について、以下は当時に主張された主要な学説である。

- ① ロードベルトスは物的自然的関係のみを見た場合の資本と、土地資本を私有される関係を前提とする場合の資本とを区別すべきとしていた。この区別は、「資本それ自体若しくは国民資本」と「資本財産若しくは私的資本」とを峻別すべきという主張であると述べている<sup>ii</sup>。
- ② ワグナーは純経済的意義における資本を「国民的若しくは社会的資本」と呼び、歴史的法的意義における資本を「私的資本」と称して両者を区別した<sup>iii</sup>。
- ③ クラークは、資本は抽象的なものであって常に貨幣価値によって表されていると考え、「純資本」と「資本財」とを区別することで資本の本質を明らかにしようと試みた<sup>iv</sup>。
- ④ メンガーは、技術的意義における資本と価値的意義における資本との区別を認め、さらに資本が所得形成に拠出される金額であることを主張した<sup>v</sup>。
- ⑤ ニクリッシュは、「資本」とは企業の資本であって、単なる企業主(企業の所有者)の資本とは異なり、自己資本に他人資本即ち負債を併せたものとなると述べた。さらに、財産は、財の種類によって分類され、財の価値は何人に属するかという問題であると述べられている<sup>vi</sup>。
- ⑥ シェーアは、簿記の原理における純財産の観点から、他人資本は消極的な大きさであって、負の符号を以て表される。また、財産を積極財産と消極財産とに二分し、その差引残高を以て資本とすると述べた。よって、シェーアによる資本は、自己資本であり、単なる計算上の大きさに過ぎないことになる<sup>vii</sup>。

シェーアが自己資本のみを資本と見なすのに対し、ニクリッシュは自己資本と他人資本の合計を資本としている。

以上の学説を踏まえて、駒井はシェーアとニクリッシュの学説の違いはなにかを検討している。いずれも出発点は貸借対照表である。中心となるのは勘定科目であり、財産・負債・資本金・損益処分・損益の勘定である。駒井によれば、簿記学の中心は企業主であり、ここでいう企業主は企業の所有者のことである。したがって、簿記の目的は自己資本(純財産)の増減を明らかにすることになる<sup>viii</sup>[駒井(1924)、521頁]。

ここで問題となるのは負債という単語に対して、簿記学上における負債と私経済学上における負債の二つの意味があるということである。ニクリッシュは負債を私経済学上の意味で捉え、シェーアは簿記学上における意味で捉えたのである。

こうした学説を基にして、我が国では、高瀬が資本の概念について見解を述べた。高瀬(1923)によれば、資本は以下の様にまとめることができる。

「資本の観念は、財産をベースにする考え方と抽象的価値をベースにする考え方とに区分される。この関係を図式化したものが以下となる。」<sup>ix</sup>[高瀬(1923)、615頁]

会計学における資本金勘定は抽象的観念であり、貸借対照表貸方に表示される勘定である。このことから会計学上の資本観念とするのであれば、資本は抽象的観念であって、具体的観念である財産と対立関係となる。資本と財産とを対立させることで、抽象的観念による資本を説明するとすれば、貸借対照表方程式を用いるのが有用である。簿記の主目的は純財産の増減を計算することである、ということが通説であり、純財産の観点からは他人資本は負の符号によって表され、方程式の左方に負債として示される。

以下の算式でまとめることができる。

$$\text{積極財産} - \text{消極財産} = \text{資本}$$

又は、 $\text{積極財産} = \text{消極財産} + \text{資本}$  ……①

①式は、財産を積極財産と消極財産とに二分し、その差引残高を資本とする考え方である。この場合、資本は単なる計算上の大きさにすぎない。資本とはなにかを明らかにするためには、企業全体を理解し、投資関係及び生産過程の両面から検討しなければならない。投資関係を検討するにあたっては抽象的観念における資本を見ることになる。生産用具材の評価を主軸としており、生産過程よりも投資収益方面に着目した株式会社の特徴である。

生産過程に着目した具体的観念による資本を見る場合は、財産は経営において結合する経済的財貨であり、貸借対照表の借方に示される。このとき、資本は企業が経営する際の金融的手段であって、財産を別側面から表すものであると解するのである。

高瀬は会計学においては、経済活動に直接関係する企業活動そのものを対象とすべきだと考え、ニクリッシュの学説に基づいて以下の式が適切であると述べている<sup>x</sup>[高瀬(1923)、631頁]。

$$\text{財産} = \text{資本}$$

及び、 $\text{財産} = \text{他人資本} + \text{自己資本}$  ……②

このような②式とすることで、財産を積極と消極とに分割するのではなく、財産はすべて積極側に限られるべきであるとした。ここでいう積極財産とは、貨幣、商品、有価証券等から成り立つ経営経済上の意味における財産であり、具体的な交換価値を有する経済財を指している。消極財産は、企業からすれば財産勘定よりも資本勘定に近いものとも考えることもできる。従って、貸借対照表において借方は資本財を表し、貸方は資本価値を表すとも考えることができる。資本を説明する方程式として、以下の様に表すことができる。

$$\begin{aligned} & \text{積極} = \text{消極} + \text{資本} \\ \text{又は、} & \text{積極} - \text{消極} = \text{資本} \quad \dots \textcircled{3} \end{aligned}$$

③式より、積極と消極とは同質であるといえる。しかし、実際には同質ではなく、積極財産の一部を消極財産と称して表示するものと考えらるべきである。企業全体の資本価値のうち、他人資本に属する部分がどの程度かを消極財産が表示するという役目を持つのである。

従って、積極財産は常に資本財であり、消極財産は常に資本価値である。両者は性質が異なるため、単純な差引きには、修整が必要である。そこで、③式を下のように分解する。

$$\begin{aligned} & \text{総積極財産} - \text{他人分積極財産} = \text{純財産} \\ \text{及び、} & \quad \text{総財産} \quad \quad \quad = \text{総資本} \quad \dots \textcircled{4} \end{aligned}$$

さらに④式は、以下の様に考えることができよう。

$$\text{自己分財産} + \text{他人分財産} = \text{自己資本} + \text{他人資本} \quad \dots \textcircled{5}$$

高瀬は⑤式について、積極財産から消極財産を直接差引くという手法が論理的に正しいとはいえないと指摘している<sup>xi</sup>[高瀬(1923)、632頁]。この指摘はニクリッシュも同様である。これは、資本の概念をまとめたものであって、資本の本質を説明しているとはいえない。資本の特性を検討したといえる。

高瀬によれば、貸借対照表の両側は財産と資本とに区分するとすれば、クラークの提唱する Capital Goods 及び Capital Value の観念をそのまま適用することができるという<sup>xii</sup>[高瀬(1923)、212頁]。財産と資本をそれぞれ資本財、資本価値と考えれば、資本価値の側から貨幣価値で表される企業の値打ちは常に存在する。このとき、企業の資本価値が資本となる。

上述のような貸借対照表の借方を財産として、貸方を資本として捉える理論が成り立つ。ただし、債権は財産として認識するが、負債は抽象的な資本価値として考えることもできる。このように解釈すれば、負債は他人資本というよりも企業主体の立場から考えて、不確定資本(又は信認資本)というほうが適切であるかもしれない。

### 3. 昭和前期

1900年代は日露戦争、第一次世界大戦、満州事変、第二次世界大戦といった我が国においても無視しえない戦争があった時代である。こうした時代背景から貨幣価値の乱高下があり、会計の対象が貨幣なのか或いは実質的な物なのかという問題意識が生まれることとなった。不破は、こうした問題は企業資本をいかに維持すべか、維持すべき企業資本とはなにかの問題として研究されていると述べている<sup>xiii</sup>[不破(1938)、29頁]。

また、この問題についての見解を大別すると、貨幣資本の計算を説く名目資本維持 (nominelle Kapitalerhaltung) の主張と、実物資本の計算を説く実質資本維持 (materielle Kapitalerhaltung) の主張との二つとなり、名目資本維持の主張はさらに、同じ貨幣名目額の維持を説く立場と、同じ購買力の維持を説く立場とに別れるということになる。こうした主張が、当時の戦時体制下で、資本についての論点とされた。

会計学は、すべて貨幣によって計算を行うものであり、実物資本の計算を要求する場合においても、実物を貨幣価値によって計算すべきものである。この考え方が従来のものであり、名目資本維持の立場である。

しかしながら、貨幣価値が低迷した戦中のインフレーション下においては、実態に即さない理論であることから支持されるものではなかった。当時、多くの支持を得ていたのは購買力資本維持説である。これは単に名目的な貨幣額の維持を説くのではなく、貨幣価値の変動を考慮に入れた貨幣資本の計算を行うべき、という考え方である。

購買力資本維持説は、貨幣が価値尺度としての役割を果たすためには、会計に用いる貨幣額を同じ基準に調整しなければならないとする主張である。貨幣価値の調整については、金の価格と一般物価指数を用いる。金については、金それ自体の事情によって価格が変動することから、安定した価値の尺度とはなり得ない。従って、最も適当な貨幣価値調整の基準としては、一般物価指数が選択されなければならない。しかし、一般物価指数を用いたことによる還元、修正された貨幣価値は、あくまで名目上の貨幣数値が維持されるのであって、実質的な財の存在を想定したものではない。

次に、実質資本維持説は、実物の項目については、実物に対して同じ価格ではなく同じ分量の維持を図っている。取引の計算においては、売上価格から、同じ分量となるだけの実物を補う際の再調達価格を差引く。この時の差額を利益として扱い、再調達価格と実物の帳簿上における価格との差額は、損益無関係なものとして資本勘定か、または、その細則科目としての価格修正勘定に記入する。決算時は、すべての実物項目を、実物の棚卸数量に対する決算日の再調達価格に修正する。この場合は、時価と帳簿上の価格との差額を資本勘定または価値修正勘定で処理するのである。

このようにして、実質資本維持説では、実物項目の評価に伴って資本勘定の数値が増減することになる。

以上の様に、三つの説が主張された中で、当時の会計学者である不破貞春は、実質資本維持説を支持した。

不破は、企業それ自体の立場から経営、経済における会計手法を考えていく場合においては、実質資本維持説によるべきであると述べている<sup>xiv</sup>[不破(1938)、30頁]。企業それ自体の立場からは財産計算及び損益計算が行えることと、統制経済に適応すること及びこの立場による会計学のみが科学的客観性を有する点をその根拠としている。以下では、不破の主張を中心に検討を加える。

60 不破は、名目資本維持説を採用した場合に、企業価値の著しい低減が生じることが明らかであるとしており、購買力資本維持説と実質資本支持説については以下の様に述べてい

る<sup>xv</sup> [不破(1938)、38 頁]。

「購買力資本維持説において必要となる一般物価指数の選定は極めて困難であり、貨幣価値調整の基準として適正なものを選出することは不可能に近い。また、実物項目及び資本勘定の数値を、貨幣価値変動に応じて修正すること自体が誤りであるという指摘がなされている。金や一般物価指数は、企業財産のそれぞれが、それぞれの市場の特殊な状況によって特殊な変動をするという前提を無視しているためだ。これは財産計算として不適当であり、さらには、損益計算を不正確なものとしてしまうのである。貸借対照表項目の数値については、貨幣価値の変動によって左右されることで、結果として、経営活動による損益と景気変動による損益とを混同することになってしまう。」

一方で、実質資本維持説に対する批判としては以下の様な点が指摘されていた<sup>xvi</sup> [不破(1938)、39 頁]。

- ① 実質資本維持説においては、個々の取引ごとに、売り渡した物の再調達価格を測定しなければならず、この測定は事実上、困難な行為である。
- ② 実質資本維持会計では、それぞれの企業の個々の損益計算が行われるが、それは、各企業の個別の利益追求の実態を表しているものであり、当時の共同経済(戦時下の統制状況)の利益を算出するためには、即していない。
- ③ 債権や債務については、金銭項目であるため、内容的価値の変動とは関係なく同額の授受によって成立する。従って、貨幣価値変動が頻繁な時代における企業は必要以上の資本留保を確保しようとするか、あるいは十分に資本維持することができない、といった事態に陥る可能性がある。
- ④ 実質資本維持説においては、減価償却費として、固定資産の再調達価格の何分の一かが計上されたとしても、企業内に留保された金額が、即座に固定資産の補充などに充当されない限り、実質資本の維持は図れない。

こうした問題点の指摘に反して不破は、実質資本維持説の立場を取る根拠として、以下のような三つの考えを述べている<sup>xvii</sup> [不破(1938)、41 頁]。

- ① 実質資本維持説においてのみ、正しく財産及び損益計算が行われる。従って、実質資本維持説のみが企業資本の維持を可能とする。
- ② 貨幣は重要な意味を有するものの、あくまで価値の尺度、計算の用具に過ぎない。貨幣は、貨幣自体が会計の対象となり得るものではない。貨幣を通じて実物を測定することが会計の役割なのである。企業の財産及び損益の計算を正当に行い、企業資本の維持を可能とし、また、統制経済の状況下に最も適応し、かつ、会計学に科学的客観性をもたらす。
- ③ 実質資本維持説の立場による会計学のみが、科学的客観性を有する。

以上を踏まえて、不破は、「会計学の科学性が何であるかの議論のあたっては、現実の個人の私経済的な主観を取り扱うのみでは、会計学は技術論ではあっても科学とはなり得ない。会計学は実質資本維持説の立場を固守することによってのみ、私経済的な金銭勘定を脱して、科学的客観性を有する原理の検討に携わることができる」と主張した<sup>xviii</sup> [不破(1938)、51頁]。

#### 4. GHQ 統制下

我が国では第二次世界大戦敗戦後、連合軍最高司令官総司令部 (GHQ) の指導によって、財閥解体や農地改革、労働改革といった民主化政策が展開された。昭和 22 年(1947 年)10 月の財閥解体の際に、GHQ の経済科学調査統計部 (ESS) は、統計調査に際して、特別計理会社及び財閥持株会社に財務諸表の定期的な提出を要求し、全国の財務状況を調査した。

しかしながら、提出された財務諸表は全く統一されておらず、統計調査に役立つものではなかった。そこで、同年 11 月に「工業会社及び商事会社の財務諸表作成に関する指示書」を公表したが、目的を達したとは言えない状況に終わった。

GHQ は、財務諸表の形式を統一する必要性を認識しており、会計基準・教育会議を経て、経済安定本部の主催によって、企業会計制度対策調査会が開催されることとなった。昭和 23 年(1948 年)8 月には、企業会計制度対策調査会において、運営方針案として、財務諸表の統一及び、財務諸表を改善する必要性が報告された。同年 9 月には、第三回部会長連絡会議において、会計基準委員会に対する法的担保としての企業会計基準法の必要性が訴えられた。この必要性は「企業会計基準の確立と維持のために恒久的な委員会を設置する必要がある」という草案として採択されることとなった。

昭和 23 年(1948 年)10 月には、第四回部会長連絡会議において、企業会計基準法要綱案が提案された。法案の目的は、企業会計制度を改善して統一すること、企業会計制度に対する行政の総合調整を図ること、さらに、企業会計制度の教育を発展させることの三つであった。

さらに、企業会計の基準として七つの原則が提案された。そのうち、次の五つの原則を企業会計基準法に盛り込むこととした。

- ① 真実な報告
- ② 正規の会計原則
- ③ 正規の簿記の原則・重要性の原則
- ④ 必要な会計事実の明瞭な表示
- ⑤ 継続的適用

また、同年 11 月には、財務諸表は貸借対照表、損益計算書、剰余金計算書、営業報告書、利益処分案とされた。その上で、企業会計基準法要綱の全 24 条がまとめられた。条項は、



会であることを明示するものであった。

昭和 23 年(1948 年)11 月に経済安定本部において、「関係各官庁との打合せ」が開催されたが、作成された試案の企業会計基準法要綱に対して、各官庁から合意を得ることはできなかった。その後、第七回部会長連絡会議において、企業会計原則の内容についての議論が急速に始められた。企業会計基準委員会を内閣総理大臣所轄の機関とすることが極めて困難であることは明らかであったことによる。

そこで、昭和 24 年(1949 年)1 月に、経済安定本部財政金融局長名で企業会計基準法の新たな案が作成されることとなった。諮問機関としての企業会計基準協議会を文部省に設置する構想のものであった。同年 2 月には、企業会計基準の確立の関する法律の案としてまとめられたが、企業会計基準法の制定が実現することはなかった。

一方で、企業会計原則の審議は精力的に進められ、同年 7 月には、経済安定本部から「企業会計原則・財務諸表準則」が公表された。企業会計基準法の制定が実現しなかった以上、次に企業会計基準協議会の法的根拠をどこに求めるのが問題であった。そこで、企業会計制度対策調査会は、企業会計原則に法的根拠を与えるために「企業会計制度対策調査会の拡充強化を必要とする理由」という意見書を準備することとした。その後、昭和 25 年(1950 年)5 月に、経済安定本部設置法に基づいた企業会計基準審議会令によって法的根拠を得ることになったのである。

企業会計原則によって、我が国の会計に剰余金という新たな概念が導入されることとなった。そもそも剰余金(surplus)という概念はアメリカで考案されたものである。当初は、複雑な資本関係の取引はなく、剰余金は単なる利益の留保のみで構成されるものであった<sup>xix</sup>[佐藤(1963)、7 頁]。しかしながら、企業の発展に伴い、無額面株式や株式プレミアムなどによる資本関係の取引が複雑化することとなり、剰余金を区別しなければならなくなっていた。

我が国において剰余金概念、ひいては企業会計原則というものを導入するに至った経緯は上述の通りであるが、GHQ 統制下であったため、アメリカの会計原則を参照しなければならなかった。候補として考えられるアメリカの会計原則は、A. A. A. (American Accounting Association)の「会社報告諸表会計原則試案」(A Tentative Statement of Accounting Principles Affecting Corporate Reports)、この試案を発展させたペイトン、リトルトンらによる「会社会計基準序説」(W. A. Paton, A. C. Littleton ; An Introduction to Corporate accounting Standards)、A. I. A (American Accounting Association)のサンダース、ハットフィールド、ムーアらによる「会計原則」(T. H. Sanders, H. R. Hatfield, U. Moore ; A Statement of Accounting Principles ; 以下、SHM 会計原則)の三つであった。このうち、我が国における会計原則が先例として重視したのは SHM 会計原則であった。従って、企業会計原則における基本剰余金概念も、SHM 会計原則を参照している。

アメリカの会計原則では、「資本と利益の区別」は会計の基礎として重要視されている。その中でも、SHM 会計原則は、「資本と利益の区別」を資本金と剰余金の区別のほかに、資本剰余金と利益剰余金の区別にも用いている。我が国の企業会計原則は SHM 会計原則を参

照しており、資本取引と損益取引とを明瞭に区別し、資本剰余金と利益剰余金とを区別したものとなっている。

商法については、昭和25年(1950年)の商法改正により、ドイツ系からアメリカ系のものへと大きく転換され、授権資本制度と無額面株式制度が採用されることとなった。これにより、資本金の額は複雑化し、利益準備金の外に資本準備金が設けられたのである。

図表1 企業会計基準法関係年表

年号	主要事項
昭和22年(1947年)	12月 GHQ指示書配布
昭和23年(1948年)	3月 経済安定本部「会計委員会」開催 5月 経済安定本部「会計基準・教育会議」開催 6月 「企業会計制度対策調査会設置に関する件」芦田内閣閣議決定 7月 企業会計制度対策調査会第一回総会 7月 第一回部会長連絡会議 8月 第二回部会長連絡会議 9月 第三回部会長連絡会議 10月 第四回部会長連絡会議 10月 第一回小委員会 10月 第二回小委員会 11月 第三回小委員会 11月 第五回部会長連絡会議 11月 第六回部会長連絡会議 11月 経済安定本部「関係各官庁との打合せ」開催 11月 第七回部会長連絡会議 12月 第八回部会長連絡会議 12月 第九回部会長連絡会議 12月 第十回部会長連絡会議
昭和24年(1949年)	1月 企業会計制度対策調査会第二回総会 1月 経済安定本部財政金融局長企業会計基準法(案)作成 2月 企業会計基準の確立に関する法律(案)まとめ、最後の案となる。 7月 企業会計制度対策調査会企業会計原則・財務諸表準則公表

出所：江部秀義「企業会計基準法の制定構想」現代社会文化研究、第39号、2007年、を参照して筆者作成。

## 5. 1950年の商法改正

企業会計原則を制定した経緯は前節で述べた通りである。同時に、財務諸表準則も公表された。企業会計原則は、財務諸表の実質的な側面について規定したものであり、財務諸表準則は、財務諸表の形式的な面を規定したものである。企業会計原則と財務諸表準則は相互に連携した関係にあり、この関係を考慮に入れた法的措置が昭和25年(1950年)にとられた。この法的措置は、証券取引法の改正並びに財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の制定である<sup>xx</sup>[渡辺(2007)、30頁]。

昭和 25 年(1950 年)の商法改正は、経済民主化政策の一環として、それまでのドイツ商法を模範とした商法を、アメリカ法制を採り入れたものへと変更するものであった。この商法改正には、以下の三つの目的があった。

### ① 資金調達の簡素化

資金調達の簡素化は、授権資本制度の採用、無額面株式の導入、社債発行限度の拡張といった改正によって行われた。

昭和 25 年以前までは、額面株式のみが規定され、資本の総額を定款によって確定し、額面株式に分かつものとされていた。資本を増加する場合にも、資本確定の原則に基づき、株主総会の特別決議によって定款を変更しなければならなかった。しかしながら、昭和 25 年(1950 年)の商法改正により、授権資本制度が採用されることとなり、原則として取締役会の決議のみで新株発行が可能となった。

無額面株式については、昭和 25 年改正商法の第 284 条ノ 2 から、資本に組み入れる額は原則として発行価額の総額とし、その発行価額の四分の一を超えない額を資本に組み入れず、資本準備金とすることができるようになった。

従って、それまでのような、資本の総額がそのまま株金総額とイコールになるといった資本と株式との関係性が崩れたのである。資本準備金制度が導入されたことにより、株式プレミアムを利益ではなく資本とし、配当に充当することができなくなり、税法上においても株式プレミアムを非課税として扱われることとなった。酒井は、こうした会計制度の変化について、商法上「会社は株主のもの」と解し得る側面をも示した<sup>xxi</sup>[酒井(2006)、228 頁]。

さらに、社債発行限度の拡張である。改正以前においては、社債の発行に際して株主総会の特別決議が必要であったが、取締役会の判断において発行することができるようになり、また、発行限度額を引き上げたのである。以上のように、授権資本制度と無額面株式の導入、社債発行限度の拡張は、それぞれ資金調達を容易にするためのものであった。

### ② 企業の経営構造の近代化・合理化

それまでの株主総会の権限は極めて大きく、取締役を下部組織としてコントロールしていたが、商法改正により、企業の期間構成は再構築され、企業に対する権限は再分配されることとなった。改正された商法によって、株主総会は企業の重要事項に関する最高意思決定機関とされ、取締役会は企業の基本的な業務執行に関する意思決定機関とされた。また、代表取締役を企業の具体的な業務執行及び代表機関とし、監査役を会計監査機関として再構築されたのである。

### ③ 株主の地位向上

商法第 256 条ノ 3 において、取締役の選任についての累積投票制度の創設が規定されたことや、第 272 条の取締役の違法行為差し止め請求権、第 293 条ノ 7 の企業の会計帳簿閲

覧権の認可といった株主の共益権の拡充・強化を図ったものがあげられる。また、株主の投資利益の保護を図ったものとして、多数を占める株主の専横から少数株主の利益を守るための株式買い取り請求権の付与、株式の自由譲渡性の強行法的保障などがあげられる<sup>xxii</sup>[三枝(2005)、211～212頁]。

昭和25年の商法改正には、不足する資本を早急に補完するための当面の方策としての外資導入、将来における国内外の資金調達の便宜を図るための制度の導入、という面もあった<sup>xxiii</sup>[三枝(2005)、216頁]。その結果、それまでの資本と株式との関係が崩れてしまい、株式プレミアム論争が論点を変えて再出現することになったのである。

昭和25年改正商法以前は、額面を超える株式プレミアムは利益であるとされ、配当可能であると解釈されており、税法上においても所得として課税対象であった。株式プレミアムを利益ではないとする説もあり、課税対象とすべきか否か、という点についての論争があったことも事実である。昭和25年改正商法以後に起こったプレミアム論争は、改正以前とは異なり、株式プレミアムは資本か利益か、という論点をめぐる論争であった。この論争における株式プレミアムについて、額面額とともに株主に拠出したものであるから資本とみなす拠出資本説と、機能資本家の取得する創業者利得の一種とみなす創業利得説とが対立した。

## 6. 資本制度にける問題点

昭和25年(1950年)以前の我が国商法においては、株式プレミアムは全て株式会社の利益と見なされ、法人税課税の対象とされていた。しかしながら、根拠については十分なものではなかった。商法上の資本とは資本金にほかならなく、法律上においても資本カテゴリーにそれ以外が存在しないがゆえに、利益と認めざるを得なかったのである。学説としては、①「商法上、株式プレミアムは利益とみなし、配当可能であるので、税法上も課税所得と解する見解」と、②「資本であるので配当不能であり、課税所得ではないという見解」の二つがあった。昭和25年の改正以前は、定款に資本の総額を定め、これを均一な金額の株式に分けるべきものとしていたこともあり、司法の上では、株式プレミアムは所得と解されていた。

しかしながら、昭和25年の商法改正によって、資本剰余金という概念が導入されたことにより、株式プレミアムは資本であると解されるようになった。このような制度変化もあり、大正期に生じた株式プレミアムの論点とは異なって、昭和中期以降に激しさを増した株式プレミアムの議論は、同じ株式プレミアムについての議論でありながら、論点を異にするものであった。

大正期には、株式プレミアムは課税対象であったこともあり、利益であるという説と利益ではないとする説とで論争があった。株式プレミアムについて、昭和初期頃までは、プレミアム課税の是非を論じていたが、昭和25年の商法改正により資本と解されることとなったため、株式プレミアムの性格について論じられるようになった。その結果、主要な学

説として、創業者利得説、拠出資本説、所要機能資本説の三つが議論の中心となった。

### ① 創業者利得説

創業者利得説は、ヒルファディングの提唱した概念である。創業者利得とは、「会社創設時または増資時における株式発行に際して、実績ないし予想配当額を利子を生む資本に還元した擬制資本価額から現実に払込まれた機能資本額を控除した差額」<sup>xxiv</sup>[酒井(2006)、84頁]である。この定義に従うのであれば、創業者利得は、機能資本額を超える擬制資本の成立によってはじめて形成されるものといえる。また、出資者が拠出した機能資本を超える出資持分評価価値を得ることによって創業者利得が生じることから、文字通り設立出資者のみがこの利得を獲得する立場にあり、その資格があるといわなければならない<sup>xxv</sup>[生駒(1986)、6頁]。

### ② 拠出資本説

株主の出資した資本、即ち、拠出資本は、配当という株主にとっての利益を得るための元本である。拠出資本説によれば、株式プレミアムを機能資本家が所有するという状況は存在しない。また、株式プレミアム全体の法律上の所有権は企業それ自体にあるが、経済的には株主自身に帰属する。株式プレミアムは機能資本家によってその運用を支配されているに過ぎないのである。会計における資本と利益の区別は、株主の経済的意味における資本所有を考慮しなければならない点から、株式プレミアムは株主による出資として取り扱うべきものであると、拠出資本説では認識している。これに対する根拠について、拠出資本説では、出資された貨幣、すなわち資本に対して、株主が出資後に所有という関係を放棄することは考えられないこと、株主が配当を得られるのは所有権を有するためであることを理由として、株主が出資後も出資金に対する所有権を有すると主張される。

### ③ 所要機能資本説

株式を発行する企業自体の取得する株式プレミアムが資本であるのか利益であるのかについては、処分可能性の可否に求められる。株式を発行する企業自体に流入した株式プレミアムが所要機能資本額を超えて処分可能である限り、そのプレミアムは創業者利得である。この時、問題となるのは保有者ではなく、所要機能資本額を超える処分可能なものかどうかという点である。従って、処分可能なものである限り株式プレミアムは創業者利得であり、処分不可能な所要資本である限り、株式プレミアムは資本である。処分可能か否かは、調達資本の収益力、資本利益率を基準として決定される。資本利益率がリスク・プレミアムを含む利子率と等しい場合には株価を維持するのにプレミアムをすべて資本として機能させる必要があり、資本利益率が利子率を超えればプレミアム、即ち、資本剰余金の一部は必ず処分可能となるはずである。

しかしながら、会社設立時、増資時のような株式発行時においては、まず投資計画があり、その計画の通りに必要となる金額を調達することになる。つまり、株式発行時に所要機能資本を超える資本調達が行われること自体が考えられないのである。

以上のことから、所要機能資本説は、資本剰余金が創業者利得であるとする額面思想に対する批判であり、処分可能基準に対する批判なのである。

## 7. おわりに

本稿では、資本に関する議論について、いくつかの側面から検討してきた。まず、「1. はじめに」では、従来の個別財務諸表を重視する考えから連結財務諸表を重視する考え方へ変化してから、国際的なコンバージェンスを通じて純資産を取り扱うようになったという現状について簡潔に述べた。こうした変化により、当期純利益の表記や非支配株主持分の区分などに問題が生じていることに触れた。それらの問題の解決のため、資本という言葉の本質を探ることとして、

次に、「2. 明治・大正期」では、資本という言葉をもどのように定義するのか、という点について、明治・大正期の議論を検討した。特にニクリッシュ及びシェアの思想について詳細に検討している。

「3. 昭和前期」では、昭和初期の時代背景を踏まえて、いかなる議論がなされたのか、について述べている。1900年代前半は世界的に戦争が多発したことに影響され、我が国はインフレーション下にあった。そのため、貨幣数値をなんらかの基準によって調整する購買力資本維持説や、資本維持の計算を貨幣価値ではなく物品に求める実質資本維持説といった概念が生じることとなった。

「4. GHQ 統制下」では、昭和中期の第二次世界大戦後に焦点を当て、その経緯について述べた。GHQによって、我が国にアメリカの会計が導入されることとなり、ドイツ系の会計から大きく転換された。授權資本制度と無額面株式制度の採用は、商法上の資本を複雑化するものであった。

「5. 1950年の商法改正」では、アメリカ式会計の導入と関連して行われた昭和25年の商法改正について、その要点をまとめている。昭和25年商法改正の主要な目的は、資金調達の簡素化と企業の経営構造の近代化・合理化、そして、株主の地位向上であった。戦後の状況を早急に改善・復興するためのものだと言えるであろう。これにより、会計上の資本についての議論も変化することとなった。株式プレミアムは商法上の資本であるとされ、この商法改正以前におけるプレミアム課税の是非を論じる議論から、プレミアムが資本なのか利益なのか、という議論へと変化したのである。

「6. 資本制度における問題点」では、株式プレミアムの性格について、主要な学説である創業者利得説と拠出資本説、所要機能資本説の3つの学説を通じて触れていった。以上を踏まえて、本稿では以下の点を明らかにした。

### ① 時代によって資本の概念は変遷している

資本という言葉をもどのように認識するべきであるのか、という点について、明治・大正期においては単なる出資額であり、会計学よりも経済学において用いられる用語であった。

68 昭和に入ってからでは資本という言葉の意味を論じるよりも、商法に定められた資本と実際

の社会での運用について議論されていた。

② 資本について、実社会と理論との間で扱われ方が異なっている

昭和初期のインフレーション時代は、商法上の資本と実際の物理的な状況との間に大きなズレが生じることとなった。この差異を調整するため、どのような手法で資本を維持すべきかが論じられた。

昭和中期については、GHQによる剰余金概念の導入といった大きな変化があり、商法上の資本に、含まれる項目と含まれない項目とがそれぞれどのようになっているかが論じられていた。

③ 政治とのかかわり方によって資本が異なる

昭和初期における資本の議論は、インフレーションという状況と商法上の資本のとらえ方との折衝であった。昭和中期の資本の議論は、時の政治による会計制度の調整があり、その制度において、どちらとも言える資本剰余金をどの様に認識すべきか、といった点が議論されていた。いずれも、当時の政治的背景に大きく影響されており、政治によって変化する社会情勢に対して、会計学がどのように関連付けられるべきかを問うものであったと思慮する。

以上のことから、資本に対し、明確な定義や範囲を定めることは困難を伴うことであったことが明らかとなった。

今後は、本稿で検討した明治期から昭和中期以降の時代を踏まえて、資本がどの様に認識されていたかを検討していくことが課題であろう。

- <sup>i</sup> 駒井清次郎(1924),「私經濟學者ニクリッシュ及びシェーアの資本學説に関する若干の研究」染谷恭次郎編集『我国会計学の潮流 第二卷』雄松堂書店, pp. 487-532.
- <sup>ii</sup> Rodbestns-Jagetzow, C., —Zur Erkenntnis unserer stantwirtschftlichen Znstands, Berlin 1842.
- <sup>iii</sup> Wagner, A., —Lehr-und Handbach der politic hen Oekonomie, I Hanptabteilung, I Toil, Grundlegung, Leipzig 1893(3ie Aufl.), S. 283.
- <sup>iv</sup> Clark, J. B., —Capital and its Earning Publications of the American Economic Association, NewYork May 1888.
- <sup>v</sup> Menger, C., —”Zur Theorie des Kapitals,” in Jahrb. f. Nat. u. Stat. N. F. Bd. 17. Juli 1888, S. 37 f.g.
- <sup>vi</sup> Nicklisch, H., —Wirtschaftliche Betriebslehre, Stuttgart, 1922.
- <sup>vii</sup> Schär. J. F., —Buchhaltung und Bilanz, Berlin,1914(2 Aufl.), 1922(5 Aufl.)
- <sup>viii</sup> 駒井清次郎(1924),「私經濟學者ニクリッシュ及びシェーアの資本學説に関する若干の研究」染谷恭次郎編集『我国会計学の潮流 第二卷』雄松堂書店, pp. 487-532.
- <sup>ix</sup> 高瀬壯太郎(1923),「資本の計理學的觀念」染谷恭次郎編集『我国会計学の潮流 第一卷』雄松堂書店, pp. 615-664.
- <sup>x</sup> 同上, pp. 631.
- <sup>xi</sup> 同上, pp. 632.
- <sup>xii</sup> 同上, pp. 632.
- <sup>xiii</sup> 不破貞春(1933),「實質資本維持會計」染谷恭次郎編集『我国会計学の軌跡 第三卷』雄松堂書店, pp. 29-51.
- <sup>xiv</sup> 同上, pp. 30.
- <sup>xv</sup> 同上, pp. 38.
- <sup>xvi</sup> 同上, pp. 39.
- <sup>xvii</sup> 同上, pp. 41.
- <sup>xviii</sup> 同上, pp. 51.
- <sup>xix</sup> 佐藤孝一(1963):「資本剰余金会計」,中央經濟社, pp. 5-20.
- <sup>xx</sup> 渡辺和夫(2007):「財務会計変遷論」同文館出版株式会社, pp. 30-33.
- <sup>xxi</sup> 酒井治郎(2006):「資本制度の会計問題——商法・会社法に関連して」中央經濟社, pp. 9-235.
- <sup>xxii</sup> 三枝一雄(2005):「戦後商法史研究」『明治大学社会科学研究所紀要』43, 2 , pp. 209-256.
- <sup>xxiii</sup> 同上、216頁。
- <sup>xxiv</sup> 酒井治郎(2006):「資本制度の会計問題——商法・会社法に関連して」2006年、中央經濟社
- <sup>xxv</sup> 生駒道弘(1986):「株式時価発行の理論——株式プレミアムと配当政策——」1986年、千倉書房, pp. 14-135.

<参考文献>

邦文

- ・安藤英義(1997):「新版 商法会計制度論——商法会計制度の系統的及び歴史的的研究」白藤書房.
- ・生駒道弘(1986):「株式時価発行の理論——株式プレミアムと配当政策——」1986年、千倉書房, pp. 14-135.
- ・川村義則(2004):「負債と資本の区分問題の諸相」『金融研究』23, 2, pp. 73-103.
- ・駒井清次郎(1924),「私經濟學者ニクリッシュ及びシェーアの資本學説に関する若干の研究」染谷恭次郎編集『我国会計学の潮流 第二卷』雄松堂書店, pp. 487-532.
- ・三枝一雄(2005):「戦後商法史研究」『明治大学社会科学研究所紀要』43, 2 , pp. 209-



256.

- ・ 酒井治郎(2006)：「資本制度の会計問題——商法・会社法に関連して」中央経済社, pp. 9-235.
- ・ 佐藤孝一(1963)：「資本剰余金会計」, 中央経済社, pp. 5-20.
- ・ 高瀬壮太郎(1923), 「資本の計理學的觀念」 染谷恭次郎編集『我国会計学の潮流 第一卷』雄松堂書店, pp. 615-664.
- ・ 番場嘉一郎(1975)：「詳説企業会計原則」 森山書店.
- ・ 不破貞春(1933), 「實質資本維持會計」 染谷恭次郎編集『我国会計学の軌跡 第三卷』雄松堂書店, pp. 29-51.
- ・ 山田順平(2012)：「資本金の基礎概念 負債・持分の識別と企業再編会計」中央経済社.
- ・ 渡辺和夫(2007)：「財務会計変遷論」 同文館出版株式会社, pp. 30-33.

#### 外国文献

- ・ Clark, J. B.(1888). ——Capital and its Earning Publications of the American Economic Association, NewYork.
- ・ Menger, C.(1888), ——”Zur Theorie des Kapitals,” in Jahrb. f. Nat. u. Stat. N. F. Bd. 17. Jali, S. 37 f.g
- ・ Nicklisch, H.(1922),——Wirtschaftliche Betriebslehre, Stuttgart.
- ・ Rodbestns-Jagetzow, C.(1842), —Zur Erkenntnis unserer stantswirtsehnftlichen Znstands, Berlin.
- ・ Schär. J. F.(1914).——Buchhaltung und Bilanz, Berlin.
- ・ Wagner, A.,(1893) ——Lehr-und Handbach der politic hen Oekonomie, I Hanptabteilung, I Toil, Grundlegung, Leipzig S. 283.